

公園における受動喫煙対策の方向性について

多くの子どもたちが遊ぶとともに、幅広い方が集い、憩う公園で、実効性のある受動喫煙対策を進めるため、アンケート調査や一部の公園での禁煙の試行実施などにより、検討を進めてきました。このたび、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することについて、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。今後、条例改正についてのパブリックコメントを実施する予定です。

1 これまでの経過

(1) アンケート調査（令和5年7月から8月）の結果概要

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについては、「よくある」、「たまにある」を選択したのが、eアンケートでは約6割、子育て世代では約8割、公園愛護会では約5割となりました。
- 「公園内での喫煙について、どのようなことが迷惑と感じたか」の問いについては、eアンケートと子育て世代では「たばこの煙やにおい」と「吸い殻のポイ捨て」が、公園愛護会では「吸い殻のポイ捨て」が、特に多く選択されました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

(2) 一部公園での禁煙の試行実施（令和5年10月から11月）の結果概要

ア 禁煙の試行結果

- 駅前立地する藤が丘駅前公園や天王町駅前公園では、一定数の喫煙がありました。
- 天王町駅前公園では、試行中の喫煙者の数が大幅に減少しました。禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されます。

イ 現地アンケート調査結果

- 「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについて、「よくある」、「たまにある」の回答割合が高かったのは、藤が丘駅前公園で5割を超える結果となりました。
- 従前から喫煙者が少ないこども自然公園では「ほとんどない」、「ない」の回答割合が8割を超える結果となりました。
- 「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

2 受動喫煙対策のため、公園内喫煙禁止を条例で明記することが必要な理由

- アンケートの結果から多くの方が公園で何らかの受動喫煙対策を求めていること。
- 駅前立地する公園では、一定数の喫煙があったが、試行中に喫煙者の数が大幅に減少した公園もあり、禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されること。
- 改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までしなく、実効性が担保できないこと。
- 条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、分かりやすい形で周知、誘導できること。

3 条例改正の概要

市立公園内において禁止する行為として、「喫煙」を加えます。（第5条関係）

4 改正内容(案)

横浜市公園条例

(行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- 公園に居住すること。
- 工作物を設けること。
- 土石、木材等の物件をたい積すること。
- 広告物を掲げ、又は散布すること。

(10) 喫煙（健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。）**をすること。**

- 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

※ 公園で許可なく禁止行為を行ったものは、5万円以下の過料に処されます。（第26条）

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年	4月	}	パブリックコメント実施（概ね1か月間）
	～		
	5月		
	6月		パブリックコメント意見等公表
	9月		令和6年第3回市会定例会 横浜市公園条例改正議案提出
	10月～		公園禁煙化周知期間
令和7年	4月		公園禁煙化（条例施行）